

公益財団法人 家計経済研究所 常勤役員退職金支給規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 13 号及び定款第 32 条第 1 項の規定に基づき、公益財団法人家計経済研究所（以下「本研究所」という。）の常勤及びこれに準ずる役員（以下「常勤等の役員」という。）が退職した場合の退職金の支給の基準について定めることを目的とする。

(退職金の支給)

第 2 条 退職金は、常勤等の役員が退職した場合に、評議員会の決議に基づき、この規程の基準により、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。

- 2 退職金は、法令に基づき退職金から控除すべき額を控除し、その残額を支給する。
- 3 退職金は、評議員会の決議があった後、できるだけ速やかに支払わなければならない。

(退職金の支給制限)

第 3 条 常勤等の役員の退職又は解任が次の各号の一に該当する場合には、退職金を支給しない。

- (1) 本研究所定款第 31 条 2 号の規定により解任された場合
- (2) 刑事事件に関し有罪の確定判決を受けたことにより退職した場合
- (3) 常勤等の役員が刑事事件に関し起訴され、その判決の確定前に退職した場合。ただし、無罪となったときは、この限りではない。

2 前項第 3 号の規定は、退職した常勤等の役員に対し退職金が支給されていない場合において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(退職金の額)

第 4 条 退職金の額は、常勤等の役員が退職した日におけるその者の報酬月額に 100 分の 15 の割合を乗じた額に、その常勤等の役員の在職期間の月数を乗じて得た額とする。

- 2 事務局長等を兼務する常勤等の役員については、「職員退職金支給規程」第 2 条（勤続年数）及び第 4 条（支給額）の定めるところにより計算された額とする。
- 3 前 2 項の規定による退職金の額は、理事長の承認を得て、その者の勤務実績等に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

(在職期間の計算)

第 5 条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1 ヶ月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1 ヶ月と計算するものとする。

(再任の取扱い)

第 6 条 常勤等の役員が任期満了の日またはその翌日において再び同一の役職の常勤等の役員に任命されたときは、その者の退職金の支給については、引き続き在職した者とみなす。

(遺族の範囲および支給順位)

第 7 条 第 2 条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、常勤等の役員の死亡当時事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 配偶者がいない場合、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で常勤等の役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し又は生計を共にしていた者
 - (3) 前 1 号及び 2 号に該当する者がいない場合、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職金を受ける順位は、前項各号の順位により、第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他の親族については常勤等の役員と親等の近い者を先順位とする。

(端数の処理)

第 8 条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切り上げるものとする。

(規定の変更)

第 9 条 この規定の変更は評議員会の決議によるものとする。

(補 則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人 家計経済研究所の設立の登記のあった日（平成 22 年 4 月 1 日）から、改正施行する。